

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律要綱

高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止することができることとするとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講ずることとし、次のとおり特定商取引に関する法律の一部を改正するものとする。

第一 指定権利の見直し

一 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売において規制対象となる権利の範囲を改め、その名称を特定権利とすること。
(第二条第四項関係)

二 特定権利に関する適用除外に係る所要の規定を整備すること。
(第二十六条第二項関係)

第二 承諾をしていない者に対する通信販売ファクシミリ広告の提供の禁止等

一 通信販売において販売業者等は、その相手方となる者からの請求又は承諾がない場合に、ファクシミリ広告をしてはならないものとする。

二 通信販売において販売業者等は、ファクシミリ広告の相手方となる者からの請求又は承諾の記録を作成し、保存するとともに、ファクシミリ広告にその相手方がファクシミリ広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示しなければならないものとする。 (第十二条の五関係)

第三 電話勧誘販売に係る通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等の制度の創設

一 電話勧誘販売に係るその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込者等は、その売買契約等の申込みの撤回等を行うことができるものとする。ただし、申込者等に当該契約を必要とする特別の事情があったときはこの限りでないものとする。

二 当該申込みの撤回等の行使及び当該申込みの撤回等に伴う返金等に係る所要の規定を整備すること。

(第二十四条の二関係)

第四 指示制度の整備

一 主務大臣が違反行為を行った販売業者等に対して指示することのできる措置として、違反及び行為を是正するための措置並びに購入者等の利益の保護を図るための措置を例示することとする。

(第七条第一項、第十四条第一項、第二十二條第一項、第三十八條第一項から第三項まで、第四十六條第一項、第五十六條第一項及び第五十八條の十二第一項関係)

二 主務大臣は、販売業者等に対して指示を行ったときは、その旨を公表しなければならないものとする
こと。

(第七条第二項、第十四条第三項及び第四項、第二十二條第二項、第三十八條第五項及び第六項、第四十六條第二項、第五十六條第三項及び第四項並びに第五十八條の十二第二項関係)

三 その他主務大臣による指示の対象となる行為に係る所要の規定を整備すること。

第五 業務停止命令制度の強化

主務大臣が販売業者等に対して業務の停止を命ずることができる期間の上限を一年から二年に改めるところ。

(第八条第一項、第十五条第一項、第二十三條第一項、第三十九條第一項から第三項まで、第四十七條第一項、第五十七條第一項及び第五十八條の十三第一項関係)

第六 業務禁止命令制度の創設

一 主務大臣は、販売業者等に対して業務の停止を命ずる場合において、当該命令の理由となった事実及び当該事実に関して当該販売業者等の役員等が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するために当該停止を命じた取引類型に関する業務を制限することが相当と認められる場合には、当該役員等に対し、当該停止と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることが出来るものとする。

(第八条の二第一項、第十五条の二第一項、第二十三条の二第一項、第三十九条の二第一項から第三項まで、第四十七条の二第一項、第五十七条の二第一項及び第五十八条の十三の二第一項関係)

二 その他所要の規定を整備すること。

第七 訪問販売等における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消制度の整備

一 申込者等は、販売業者等が不実のことを告げる行為等をしたことによつて意思表示を行った場合、追認することができる時から六月間、これを取り消すことができるととされているところ、当該期間を一年間に改めること。

二 売買契約等に基づく債務の履行として給付を受けた申込者等が意思表示を取り消した場合において、

給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかったときは、当該売買契約等によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うものとする。

(第九条の三、第二十四条の三、第四十条の三、第四十九条の二及び第五十八条の二関係)

第八 報告徴収及び立入検査権限の拡充・整備

- 一 主務大臣は、その職員に販売業者等の従業員その他の関係者に対し、質問をさせることができるものとすること。

- 二 その他報告徴収及び立入検査に係る所要の規定を整備すること。
(第六十六条関係)

第九 送達制度の整備

- 一 この法律による指示又は命令は、主務省令で定める書類を送達して行うものとする。

(第六十六条の三関係)

- 二 主務大臣は、送達を受けるべき者の住所等が知れない場合等において、公示送達をすることができるものとする。

(第六十六条の五関係)

- 三 その他書類の送達について所要の規定を整備すること。

第十 罰則

罰則の引上げを行うことその他所要の規定を整備すること。

(第七十条から第七十四条まで関係)

第十一 その他

その他所要の規定を整備すること。

第十二 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第一条関係)

二 この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況についての検討規定を設けるほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から附則第八条まで関係)